## ~犯罪等の被害にあわれた方の安心な暮らしのために~ **弘前市犯罪被害者等支援条例**を制定しました

様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者の方々は、直接的な被害を受けた後も二次被害に苦しめられていることも少なくありません。

このため、弘前市では、犯罪被害者等を地域全体で支える社会の形成を図ることを目的とした「弘前市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

弘前市犯罪被害者等支援条例 令和4年4月1日施行

犯罪被害者等支援 シンボルマーク 「ギュっとちゃん」



## ある日突然、犯罪等に巻き込まれると・・・



犯罪等による 直接的な被害



## 心身の不調

- 何も考えられない
- ・不安で眠れない
- ・頭が痛い、食欲がない
- 事件のことがよみがえる
- 自分を責めてしまう
- 誰も信じられない
- イライラして怒ってしまう

### 生活上の問題

- ・仕事や学校をやめた
- ・自宅に住めずに引っ越した
- ・外出できなくなった
- ・生活が苦しくなった
- ・家族の仲が悪くなった

# 加害者からの更なる被害

- 報復への不安や恐怖がある
- ・謝罪や反省の態度がない
- ・事実と異なる主張をされた

## 周囲の人の 言動による傷つき

- ・無責任なうわさ話をされた
- ・配慮に欠ける取材を受けた
- ·SNS で誹謗中傷を受けた

## 捜査・裁判に伴う 様々な問題

- ・事件を説明するのがつらい
- ・慣れない裁判が負担になる
- ・裁判に時間、費用がかかる

犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族等が、安心して暮らすことができるようにするため、弘前市と関係機関等が連携して犯罪被害者等の支援を行います。詳しくは裏面をご覧ください。

## 弘前市

## 総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、市の関係課や関係機関と調整し、必要な支援を適切に受けることができるよう、犯罪被害者等それぞれの状況に配慮した対応を行います。

市民協働課 市民生活係(前川新館2階) 電話 0172-35-1664

経済的支援 ※令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。

※交通事故(過失)による犯罪被害は対象となりません。

#### 遺族見舞金「死亡30万円]の支給

## 重傷病見舞金※[10万円]の支給

※療養期間 | か月以上

### 転居費用[上限20万円/1回まで]

の助成 家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・保証料等

## 心理相談料



[上限 | 万円/2回まで]の助成

見舞金の支給、転居費用・心理相談料の助成を受けるには、被害事実が客観的に確認できること、 犯罪被害者と加害者との間に親族関係がないこと等の要件がありますのでご相談ください。

### 関係機関·支援団体

あおもり 被害者 支援センター	回数:回 死 <b>3</b> 4488	<ul><li>○電話及び面接による相談</li><li>○専門相談</li><li>○付添い支援</li></ul>	電話 017-721-0783 月~金 9:00~17:00(土日祝·年末年始を除く)
あおもり 性暴力被害者 支援センター		○相談 ○支援のコーディネート ○専門相談 ○産婦人科等 の紹介 ○付添い支援	電話 017-777-8349 月~金 9:00~17:00(土日祝·年末年始を除く) ※受付時間外は国のコールセンターにつながります。
青森県 警察本部		警察安全相談	青森県警察本部警察安全相談室電話 #9110 又は 017-735-9110弘前警察署 電話 0172-32-011124時間対応
		性犯罪被害に関する相談 (性犯罪被害IIO番)	青森県警察本部捜査第一課 電話 #8103 又は 0120-89-7834 24時間対応 ※希望する性別の警察官が対応。夜間・土日祝日は 対応警察官の性別を選べない場合があります。
		少年被害に関する相談	弘前少年サポートセンター(弘前警察署内) 電話 0172-35-7676 月〜金 8:30~17:15(土日祝·年末年始を除く)

犯罪等の被害にあわれた方への 市民の皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げます。